

Q5：人権教育において、校内研修の質的充実を図るには、どのような内容で行ったらよいのでしょうか。

三つの研修内容の確認

A： 研修には、「認識を深める研修」「課題を明らかにする研修」「課題解決のための研修」の三つの内容があると言えます。

日常的な実践につながる研修の在り方

研修に当たっては、ねらいを明確にし、あらゆる機会をとらえて全教職員の共通理解を図り、日常的な実践につながるようにすることが必要です。異体的には次のような内容が考えられます。

研修の場と内容の明確化

現職教育で

啓発映画視聴、講話、課題設定、保護者への啓発の在り方など

朝の打合せや職員会議で

輪読会、出張報告、人権に関するニュース等の情報提供、教師自身の言動を振り返る自己診断用アンケート、教室環境の整備掲示物や作品への配慮事項の確認 など

学年部会や教科部会で

年間指導計画の検討、指導案の作成、事例研究 など

授業研究会で

同和教育の視点の当て方の検討、資料の活用方法、直接的指導の在り方、個に応じた指導の在り方 など

これらの研修を行う上で、参加者がより主体的に行動しようとする意欲や実践力を吉成するために、ワークショップの手法を用いた参加体験型研修などを取り入れることが大切です。

今後は、広く人権という視点から、同和問題をはじめ、様々な差別やいじめなどの人権にかかわる問題について、認識を深める研修内容を取り上げていくことが大切です。

< 参考資料 >

『同和教育Q & A』栃木県教育委員会 平成11年3月

『同和教育Q & A 第2集』栃木県教育委員会 平成12年3月

『ワークショップのススメ』栃木県教育委員会 平成12年3月

